

# 一般社団法人海外事業支援センター名古屋

## OBACアドバイザー制度と登録手続きについて

(平成25年10月1日改)

はじめに

グローバル化の進展に伴い、日本企業の海外進出がますます加速し、そこに携わる人材の育成、特に中小企業様のグローバル人材の育成、海外進出ノウハウの提供が急務な課題であり、日本に切に求められている分野と認識しております。

一般社団法人海外事業支援センター名古屋（以下「OBAC」という。）は現地法人、合弁会社、現地事務所の運営等の海外での実務を経験された方、海外進出に関する豊富な知識・経験を有する方、あるいは技術面での専門分野の経験を有する方にOBAC登録アドバイザーとして登録いただき、企業・事業主等から寄せられる相談・情報提供の要望に対してアドバイス、セミナー等の各種サービスを通じて海外事業展開を支援いたします。

基本的にはNPO法人に近い、事業として運営していくことにしています。報酬面では少ないかも知れませんが、ご自分の貴重な経験、ノウハウ、キャリアを生かし社会に貢献するという目的は十分達成できるものと確信いたします。

ご興味のある方は以下の「OBACアドバイザー制度と登録手続きについて：本文書」をご覧ください添付の「登録アドバイザー申請書」必要事項を記入し写真を貼付けの上、当センターの事務局まで提出をお願いいたします。

### 1. アドバイザーの登録要領

#### 1-1. 登録の対象者 以下のいずれかに該当する方

- (1) 現地法人、合弁会社、現地事務所等で3年以上の海外業務経験をお持ちの方
- (2) 海外事業に関する豊富な知識経験をお持ちの方
- (3) 専門分野の指導できるノウハウ・経験（生産、技術、品質、改善、原価等）  
をお持ちの方
- (4) 語学講師、通訳、翻訳が出来る方

#### 1-2. 登録の申込み

本文書「OBACアドバイザー制度と登録手続きについて」に同意いただき所定の「登録アドバイザー申請書」を作成し写真を貼付けの上、OBACに提出する。

#### 1-3. アドバイザーの登録手続き及び登録期間

- (1) OBACアドバイザーの登録に当たっては、書類選考及び面接により合格することが必要です。

(3) 登録期間は、登録を行った日から3年以内とし、その終期は3月末日とします。なお、その時点で登録を継続されるかどうかお伺いいたします。

#### 1-4. 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合は、アドバイザー登録を取り消します。

- (1) 精神又は身体に著しい障害のため、アドバイザーとしての能力を欠くに至った場合
- (2) アドバイザー自身が、社会的信用を失墜した場合

## 2. アドバイザーにお願いする業務

企業及び団体から寄せられる相談、情報提供の要望、OBAC 主催の事業、公益団体からの委託事業等に対応していただくこととなりますが、主に以下のような内容の対応となります。

- 2-1. 海外派赴任定者に対し任国の情報提供、駐在員の心構え、業務遂行上の注意点、成功例・失敗例の経験談、および家族を含めた生活上の注意点・課題等についてアドバイス。  
(海外赴任予定者セミナー)
- 2-2. 個別企業に対する相談・援助  
進出想定国の法務・税務・インフラ状況等の国別情報の提供、現地進出後の会社設立、事業運営（人事・労務管理、工場運営、品質、原価等）に関するアドバイス。  
(企業向け相談・助言)
- 2-3. 企業における新入社員教育等人材育成プログラムの一環としての企業のニーズに対応する社内セミナー講師、団体等の主催するセミナー講師。  
(企業向けカスタムメイドセミナー)
- 2-4. 今後急成長が期待される新興国を中心とした地域に、国別・テーマ別に開催する公開セミナーの講師。  
(グローバルセミナー)
- 2-5. 海外販路開拓事業支援事業等の公益団体からの委託事業への対応（公募企業へのアクションプラン作成支援、戦略等のアドバイス、市場情報の提供等。）
- 2-6. 現地指導、語学講師、通訳、翻訳等の業務等
- 2-7. 実施報告書の提出

OBACアドバイザーは、個々の業務が終了した時、速やかに実施報告書をOBACに提出してください。

### 3. アドバイザーの業務形態・その他

#### 3-1 アドバイザーの業務形態

当センターとアドバイザーとの関係は、必要に応じて業務を委託し、概ね委託した時間に応じて謝（礼）金をお支払いするもので、雇用関係にはありません。また、OBAC事務所に勤務いただくわけではありません。従って、給与制ではなく、社会保険も適用されません。更に、アドバイザーに活動をお願いする件数も限られていますので、定常的な収入源としては、期待できないことを予めご承知おきください。

なお、OBACからの依頼による業務の実施の際、相談先企業への訪問、講演先への出張の際の交通事故等不慮の事故に対する必要な保険は自己の責任において付保するようお願いいたします。

#### 3-2. 報酬

原則として別にOBACが定めるサービス料金の一定率とします。

#### 3-3. 守秘義務

企業支援等支援により知りえた秘密を厳守し、許可なく第三者に開示、漏洩、提供しないこと、

#### 3-3. 個人情報の使用

提供いただいた個人情報をOBACがアドバイザーの登録及び活用に使用すること。

#### 3-4. 企業との間に疑義が生じた場合は、責任を持ってその解決にあたること。

#### 3-5. 適正で効果的な運用を図るため、必要に応じて利用企業に対するアンケートを行います。

<申込み・お問い合わせ先：OBAC 金山事務所>

〒466-0022 名古屋市中区金山 1-9-5

フォンテヌ金山 6D

一般社団法人海外事業支援センター名古屋 事務局

TEL/FAX：052-700-0479

E-Mail：[info@obac-nagoya.com](mailto:info@obac-nagoya.com)

ホームページ：<http://OBAC-Nagoya.com/>

以上